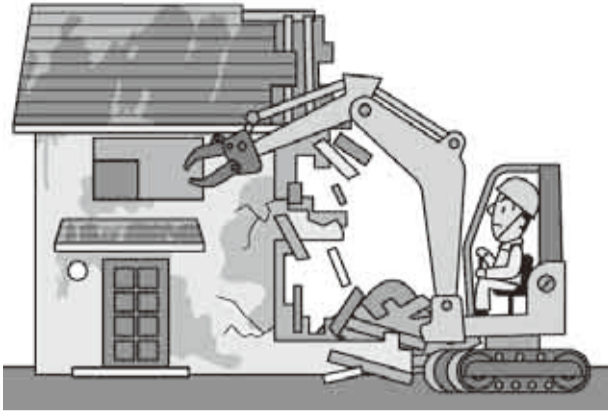


# 保安上危険となる空家等 (特定空家等)を除却しました



本市では3年3月に策定した「八千代市空家等対策計画」に基づき、空家等対策を推進しています。4年7月12日に、そのまま放置すれば倒壊等保安上著しく危険となるおそれのある状態の特定空家等を、居所が不明な所有者に代わり市が除却を行う略式代執行を実施しました。いまや空家等の対策は身近な問題となっています。空家等を所有している人は適切な管理をお願いします。

お問い合わせは  
建築指導課  
☎421-6773へ

## 危険な空家等(特定空家等)の除却

4年7月12日から19日にかけて、危険な状態である特定空家等を、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、「法」といいます。)第14条第10項に基づき、居所が不明な所有者に代わり、市が除却しました。

これにより、地域で長年懸案となっていた空家問題が一つ解消されました。



▲代執行宣言をする本市職員

## 適切な管理が行われていない空家に起因する問題

所有者が適切に管理を行わずに放置されている空家等では、敷地内にごみが不法投棄されたり害虫の発生などによる住生活環境の悪化や、樹木の枝が越境したりツタなどが繁茂することによる景観の悪化の恐れがある他、老朽化した建物の部材が、強風などにより飛散してしまい、近隣の住宅や歩行者に当たる危険性があります。

本市でも、このような空家等の管理の不全による問題が増加しています。

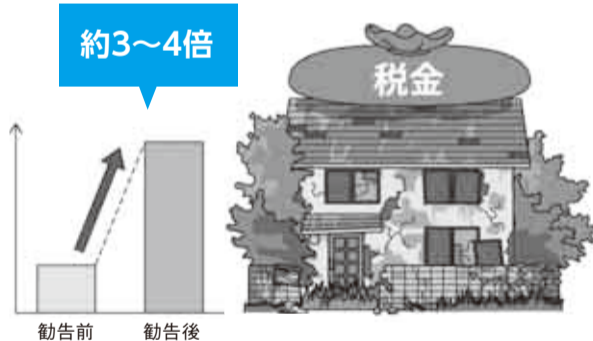


## 市の空家等対策

市は、適切な管理が行われていない空家等の所有者に対して、法に基づき助言や指導、勧告等を行います。

勧告された場合は、固定資産税の住宅用地特例の適用が外れることとなり、空家等(住宅)の土地に係る固定資産税額が約3倍から4倍になってしまいます。

また、不適切な管理により危険な状況が続く、命令を経ても改善が見込めない場合は、



▲空家等(住宅)の土地に係る固定資産税

市は所有者に代わって代執行により改善を図ります。その際にかかった費用は、市が空家等の所有者に請求することになります。

## 市民の皆さまへお願い

●空家等をお持ちの人は、空家等が近隣の迷惑とならないよう、適切な管理に努めましょう

●高齢で戸建て住宅をお持ちの人は、ご自身で管理ができなくなる前に、ご家族等と相談するか、住宅を管理する人を決めておきましょう

本市では、空家予防に関するセミナーの配信や相続に向けた住宅のエンディングノートを作成していますので、ぜひご活用ください。

●京成電鉄グループの「空き家予防・対策セミナー」(八千代市後援)

アーカイブ配信は、右のコードから見られます。



●エンディングノートは、市役所5階建築指導課および各支所で配布しています。



## ごみや資源物の収集時間について

ごみや資源物は、必ず収集日の午前8時30分までに集積場所に出してください。ごみの量や交通事情、天候などにより収集時間やルートが変わることがあり、決まった時間に収集することができません。また、限られた収集車両で作業を行っているため、収集後に出されたものは再収集できません。ご理解とご協力をお願いします。

## 不法投棄通報受付専用電話

フリーダイヤル(ファクス兼用)  
やちよし ゴミゼロ  
0120-844-530

## 粗大ごみ受付専用電話

(収集依頼受付・要予約)  
483-4506  
月~金曜日9時~16時30分  
(祝日・年末年始を除く)

コナ	該当地域	指定袋使用		資源物		コナ	該当地域	指定袋使用		資源物		お問い合わせは、クリーン推進課☎(421)6768 または清掃センター☎(483)4521(夜)☎(486)1011へ
		不燃・有害ごみ	可燃ごみ	びん缶類 ペットボトル	紙布類 紙パック			不燃・有害ごみ	可燃ごみ	びん缶類 ペットボトル	紙布類 紙パック	
9月の資源物・ごみ収集日	1 大和田(成田街道南側)、村上(3200・3300・3500番台の成田街道南側)、萱田町(成田街道南側)、大和田新田(県道幕張八千代線から東側)、高津(県道幕張八千代線から東側)	6日(第1火) 20日(第3火)	月・水・金	木	土	9	村上(成田街道北側で新川西側)、萱田町・萱田・大和田(成田街道北側から東葉高速線南側)、大和田新田(300・400・500・700番台の成田街道北側から東葉高速線南側)、ゆりのき台1・2丁目	1日(第1木) 15日(第3木)	月・水・金	火	土	◆お問い合わせは、クリーン推進課☎(421)6768 または清掃センター☎(483)4521(夜)☎(486)1011へ
	2 八千代台北	13日(第2火) 27日(第4火)	1923日は収集あり	木	土	10	高津(県道幕張八千代線から西側)、高津東、大和田新田(100・200番台の成田街道南側で県道幕張八千代線から西側)	8日(第2木) 22日(第4木)	1923日は収集あり	火	土	
	3 八千代台西、八千代台南	6日(第1火) 20日(第3火)	1923日は収集あり	木	土	11	高津団地、大和田新田(1~99番地の成田街道南側)	1日(第1木) 15日(第3木)	1923日は収集あり	火	土	
	4 八千代台東	13日(第2火) 27日(第4火)	1923日は収集あり	木	土	12	大和田新田(900・1000・1100番台の成田街道北側から東葉高速線南側)、緑が丘2~4丁目、緑が丘西(東葉高速線南側)	8日(第2木) 22日(第4木)	1923日は収集あり	火	土	
	5 上高野	7日(第1水) 21日(第3水)	1923日は収集あり	金	月	13	勝田台	2日(第1金) 16日(第3金)	1923日は収集あり	火	月	
	6 村上団地	14日(第2水) 28日(第4水)	1923日は収集あり	金	月	14	勝田台南、勝田、麦丸、ゆりのき台3~8丁目、萱田町(500番台を除く東葉高速線北側)、萱田(東葉高速線北側)	9日(第2金) 23日は休み	1923日は収集あり	火	月	
	7 村上(新川の東側)、下市場、村上南、勝田台北	7日(第1水) 21日(第3水)	1923日は収集あり	金	月	15	萱田町(500番台の東葉高速線北側)、大和田新田(東葉高速線北側)、吉橋、尾崎、緑が丘1・5丁目、緑が丘西(東葉高速線北側)	2日(第1金) 16日(第3金)	1923日は収集あり	火	月	
	8 神野、保品、下高野、米本、米本団地、堀の内	14日(第2水) 28日(第4水)	1923日は収集あり	金	月	16	真木野、小池、佐山、平戸、神久保、島田台、島田、桑橋、桑納、大学町	9日(第2金) 23日は休み	1923日は収集あり	火	月	